

# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【福祉医療機構】

## ○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22. 12. 7 閣議決定）関係

（様式 1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式 2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

## ○独立行政法人整理合理化計画（H19. 12. 24 閣議決定）関係

（様式 3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成 21 年 12 月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※ 1 様式 2 の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式 3 の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月22日現在の所管省庁の提出資料による。

※ 2 様式 2 で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

# 「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	(独)福祉医療機構

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
<b>Ⅲ 資産・運営の見直しについて</b>	
<b>1. 不要資産の国庫返納</b>	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○長寿・子育て・障害者基金(基金分278,710,000千円+債券売却益10,939,713千円)は平成22年11月、戸塚宿舎(214,277千円)は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了。公庫総合運動場(国庫納付申請時簿価額559,200千円)は平成24年1月、千里山田宿舎(国庫納付申請時簿価額15,898千円)は平成24年3月に国庫納付を完了。宝塚宿舎及び川西宿舎(売却額90,800千円)については、平成24年5月に資産売却のうえ売却に要した費用5,321千円を差し引いた85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。その他東久留米宿舎、小金井宿舎ほかについては、転勤者が退去するまでの間暫定的に使用するなどの一部の宿舎を除き、平成25年4月末をもって退去が完了した。また、年金担保貸付勘定の利益剰余金及び労災年金担保貸付勘定に係る政府出資金等については、業務廃止後、国庫納付する予定である。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○長寿・子育て・障害者基金及び戸塚宿舎については、平成22年度に売却し金銭納付を行った。公庫総合運動場及び千里山田宿舎は平成23年度に現物納付を行った。宝塚宿舎及び川西宿舎については、平成24年5月に資産売却のうえ85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>●長寿・子育て・障害者基金勘定に係る平成21年度末利益剰余金(金融資産、平成21年度末簿価額2,480,096千円)について平成23年3月に金銭納付を行うとともに、平成22年度利益剰余金(金融資産、平成22年度末簿価額2,329,957千円)についても、平成24年1月に金銭納付を行った。</p>
<b>2. 事務所等の見直し</b>	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し事務所スペースを削減(150㎡)した。(平成23年4月1日賃貸契約変更済)</p> <p>●平成24年度の本部事務所の賃貸借契約の更新においては、事務所オーナーと賃料交渉を行い、賃借料の引き下げに合意した。その結果、年間で29,460千円の賃借料削減を行った。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 戸塚宿舍は(214,277千円)は、平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了。千里山田宿舍は平成24年3月に国庫納付を完了。宝塚宿舍及び川西宿舍については、平成24年5月に資産売却のうえ85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。その他東久留米宿舍、小金井宿舍ほかについては、転勤者が退去するまでの間暫定的に使用するなどの一部の宿舍を除き、平成25年4月末をもって退去が完了した。 ● 平成24年度の本部事務所の賃貸借契約の更新においては、事務所オーナーと賃料交渉を行い、賃借料の引き下げに合意した。その結果、年間29,460千円の賃借料削減を行った。</p>
<p><b>3. 取引関係の見直し</b> <b>① 随意契約の見直し等</b></p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>● 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定、公表し、着実に実施しているところである。同計画では随意契約の目標を6件としており、平成24年度においては件数ベースでは同計画の目標を達成したところである。      ≪平成22年度実績≫(金額ベース(単位:千円))一般競争入札等 1,174,384千円(72.5%) 競争性のない随意契約 445,157千円(27.5%)      (件数ベース(単位:件))一般競争入札等 42件(85.7%) 競争性のない随意契約 7件(14.3%)      ≪平成23年度実績≫(金額ベース(単位:千円))一般競争入札等 783,308千円(93.8%) 競争性のない随意契約 51,878千円(6.2%)      (件数ベース(単位:件))一般競争入札等 44件(88.0%) 競争性のない随意契約 6件(12.0%)      ≪平成24年度実績≫(金額ベース(単位:千円))一般競争入札等 1,687,272千円(81.9%) 競争性のない随意契約 372,511千円(18.1%)      (件数ベース(単位:件))一般競争入札等 39件(86.7%) 競争性のない随意契約 6件(13.3%)</p> <p>● 一者応札・応募に係る対応については、ホームページにおいて公表済みである「[1者応札・1者応募]に係る改善方策について」に基づく取組みを行い、競争性、透明性の一層の確保を図った。      [1者応札・1者応募に係る具体的な改善方策]      ・公告期間を原則として10営業日以上とすること(国における「予算決算及び会計令」等においては10日(暦日)間)等      ● 契約の競争性・透明性を確保する観点から、契約審査会に監事の出席を求め、契約方式の妥当性や一般競争入札等にかかる仕様書の内容等について点検を受け、更に、『「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」における改善状況のフォローアップについて』(平成24年9月7日付総務省行管局長から厚生労働省官房長宛て事務連絡)等により、引き続き「契約監視委員会」を存置することとされたことから、平成24年度においても平成25年3月1日に同委員会の点検を受けている。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>● 法人において締結された契約についての改善状況に関して契約監視委員会においてフォローアップを受けた。その結果については、総務省に報告するとともに、法人のホームページに公表している。</p>

<p><b>② 契約に係る情報の公開</b></p> <p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>		<p>●「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付内閣官房行政改革推進室長事務連絡)が発出され、平成23年7月1日以降の入札公告に係る契約等から、契約の相手先に係るOBの再就職情報等を公表することとされたことを踏まえ、ホームページにおける周知及び入札公告等への記載等の措置を講じている。</p> <p>なお、これまでの間、公表に至った例はない。</p>
<p><b>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</b></p> <p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>		<p>該当なし</p>
<p><b>④ 調達の見直し</b></p> <p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> <p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>		<p>該当なし</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>		<p>●調達の効率化等については、契約は原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化による経費削減の措置を講じているほか、業務システム最適化の推進、システムの運用保守契約等に係る複数年契約の活用及び各事業の業務案内に係るパンフレット等の印刷について、複数種類のパンフレット等の同時発注(一般競争入札)を実施するなど、調達コスト削減に努めている。</p> <p>●なお、経費削減の取組については、平成24年度において、次のとおり実施(合計約52,426千円)しており、今後も継続的に努力していくこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・執務室及び社内通路の部分消灯を徹底し、電気使用料を削減した。(対前年度削減額 約910千円)</li> <li>・本部事務所の賃貸借契約の更新にあたり、価格交渉を行い、賃借料を削減した。(対前年度削減額 約29,460千円)</li> <li>・複写機のリプレースにあたり、複写機の購入と保守(5年間)をパッケージで調達することにより、保守料単価の引き下げを行った。(対前年度削減額約5,496千円)</li> <li>・カラーコピーの原則禁止、プリントアウトの際の両面印刷の徹底、チューブファイルの再利用及び旅費に係る旅行パック利用の促進などについて引き続き実施。</li> </ul>

4. 人件費・管理運営の適正化

① 人件費の適正化

○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。

● 国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施

1. 本俸

- ① 課長相当職員以上(役員、7～5等級) △9.77%
- ② 課長代理、係長相当職員(4～3等級) △7.77%
- ③ 係員(2～1等級) △4.77%

2. 役職手当 一律△10%

3. 期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等

● 上記措置に加え、今後更に以下の取組みを実施

- ・最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減(平成25年4月1日施行)
- ・55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日施行)
- ・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%・機構△2.0%)
- ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する

○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。  
ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。

● これまでに講じた措置

・平成16年度

全職員の昇給を停止

国家公務員に先立って、職階と等級の明確化及び昇給カーブの抑制を目的とした本俸基準表の引き下げを実施(平均△5.3%)

・平成16～23年度

組織のスリム化の推進(部長△4、次長△2、課長△10)

・平成22年度

管理職層等を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)

・平成23年度

中高年齢層を対象とした機構独自の本俸基準表の引き下げ措置を実施(平均△1.0%)

・平成24年度

国家公務員の給与特例法に準じた給与減額支給措置の実施

1. 本俸

- ① 課長相当職員以上(役員、7～5等級) △9.77%
- ② 課長代理、係長相当職員(4～3等級) △7.77%
- ③ 係員(2～1等級) △4.77%

2. 役職手当 一律△10%

3. 期末手当及び奨励手当 一律△9.77% 等

● 今後講ずる措置

上記措置を講じてきた結果、地域・学歴差を勘案した対国家公務員指数は概ね100ポイント(100.4ポイント)となったが、国家公務員の取組状況を踏まえ、今後更に以下の取組みを実施する。

- ・最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の本俸月額を増加額を縮減(平成25年4月1日施行)
- ・55歳を超える職員は、標準の成績では昇給停止とする(平成26年1月1日施行)
- ・55歳を超える職員(3等級(係長級)以下の職員を除く)に対する本俸、役職手当等の支給額について、国を上回る引き下げを引き続き実施(国△1.5%・機構△2.0%)
- ・特別都市手当(国の地域手当に相当)について、国は平成18年度以降6%引き上げ、平成22年度に18%(東京都特別区)の支給割合となったが、当機構は引き続き12%に据え置き、抑制を継続する

イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。

ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。

● 左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。

<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、役員の報酬について、個人情報保護にも留意しつつ、個別の額を公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●監事監査においては、監査重点項目として、平成24年度までにラスパイレース指数を概ね100とする目標に対し、22、23年度に講じた措置等を検証しつつ、給与水準の状況につき監査を行った。 また、厚生労働省独立行政法人評価委員会においても、評価委員会が特に厳正に評価する事項として事後評価が行われた。</p>
<p><b>② 管理運営の適正化</b></p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>●第3期中期目標期間(平成25年度～平成29年度)における一般管理費等の効率化目標については、過去の効率化の実績を踏まえ、より一層の業務運営の効率化を推進する観点から、第3期中期目標・中期計画にて、中期目標期間の最終事業年度において平成24年度と比べて一般管理費は15%程度、業務経費は5%程度の額を節減する目標を設定した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●事業費等については、事業部への予算配分、期中管理及び実績報告を経営企画会議を通して行うことで適切に執行している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●内部監査業務を的確に実施するため、平成21年度より監査室の理事長直属化を実施し、平成23年度においては、従来の内部監査業務とQMS監査業務を監査室に一本化することにより、監査の高度化及び効率的な監査を実現することが可能となった。 また、平成22年4月に法令等の遵守に関する規程を制定し、同規程に基づくコンプライアンス委員会を設置するとともに、関係法令等の遵守のために内部通報制度を定めた。</p>
<p><b>5. 自己収入の拡大</b></p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>●セミナー等に係る自己収入の確保については、中期計画において「実費相当を上回る自己収入を確保する」ことを目標として、①毎年度セミナー開催に要する費用を把握しセミナー受講料の妥当性を検討、②受講者数の増を図るためにPR、企画内容の充実を実施、③セミナー運営コストのさらなる効率化の推進 等に取り組んでいる。 ●基本方針において、平成23年度には「民間へのノウハウの普及を行うことを検討する」としており、民間のニーズ状況の把握とこれに対応したノウハウ普及のためのプログラム案を平成23年度に策定した。当該プログラムについても受益者の応分の負担を考慮しつつ、引き続き自己収入(平成24年度実績額38,436千円)の確保に努めてまいりたい。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>該当なし</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>該当なし</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>● 社会福祉振興助成事業においては、助成事業の採択に当たり、医師、NPO関係者、福祉分野を中心とした大学教授など20名の外部有識者からなる「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」において選定方針を定め、公表するとともに、当該選定方針に基づき同委員会において応募団体からの申請内容について審査・採択し、事業を厳選している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>● 社会福祉振興助成事業においては助成事業の進捗状況等を確認するため、事業の中間時には進捗状況調査を実施し、必要に応じて、助成決定の変更や取り消しを行うこととしている。 また、助成事業の選定結果については、機構ホームページで速やかに公表するとともに、事後評価についても、事業評価報告書に取りまとめて、ホームページで公表することとしている。</p>

No.	40	所管	厚生労働省	法人名	福祉医療機構
-----	----	----	-------	-----	--------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 福祉貸付事業					<p>借入申込みの受理から貸付内定通知までの平均処理期間の短縮、借入申込書類の簡素化の促進、災害復旧・金融環境の変化等に伴う経営悪化等の緊急時における資金需要に迅速かつ機動的に対応する等、融資枠の確保、融資条件の改善等により、利用者サービスの更なる向上のための取組目標を中期計画等に明示し着実に取り組んでいる。(平成23年3月措置済み)</p> <p>具体的な取組として、</p> <p>①審査期間短縮 福祉貸付：(22年度までの目標)75日⇒(23年度からの目標)30日以内⇒(23年度実績)27.8日⇒(24年度実績)27.5日 医療貸付：(22年度までの目標)45日⇒(23年度からの目標)30日以内⇒(23年度実績)21.1日⇒(24年度実績)19.5日</p> <p>②申請書類の簡素化 平成22年度中に、申請書類の一部削減、施設種別ごとに提出させていた書類の一元化及び一部電子化などにより、福祉貸付は対前年度比30%以上、医療貸付は対前年度比5%以上の簡素化を図った。</p> <p>③融資相談の強化 事業計画の早い段階からの確かな融資相談等に応じ、速やかに安定的な事業が図られるよう必要な見直しの提案、助言等を行った。</p>	<p>平成25年度からの第3期中期計画・年度計画等においても次の①～③の目標を掲げ、今後も引き続き利用者サービスの向上に取り組む。</p> <p>①審査期間短縮 ⇒中期計画に定められた審査業務に係る処理期間の順守に努め、利用者サービスの向上を図る。</p>
02 医療貸付事業	業務の効率化	23年度から実施	<p>利用者サービスの更なる向上のための具体的な取組目標(資金貸付け時の審査期間短縮、申請書類の簡素化等の効率化、融資体制の見直し等)、業務効率化に係る一層の取組目標を中期計画等に明示する。</p> <p>さらに、福祉貸付事業及び医療貸付事業については、福祉医療政策の動向や金融経済環境を注視しつつ、業務や組織の在り方を検討する。</p>	2a	<p>平成23年度には、福祉医療政策の動向や顧客ニーズを踏まえた特別養護老人ホームや病院への融資条件の優遇(耐火構造の施設についての償還期間を30年以内に延長)、地球温暖化対策に資する事業への融資条件の優遇、先進医療機器に対する融資制度の創設等を行った。</p> <p>平成24年度には「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)に基づき国有地等を利用した社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、東日本大震災の被害を教訓として災害時における電力不足に対応するために病院等への自家発電設備整備に係る融資条件の優遇を行った。</p> <p>加えて、平成24年度補正予算成立後から、社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金や地域医療再生臨時特例交付金等の対象となる津波からの防災としての高台移転整備に対する融資条件の優遇を行った。</p> <p>また、融資や経営診断を通じて得た医療関係施設に関するノウハウやデータ等を受託金融機関実務研修会において民間金融機関へ積極的に情報提供した。</p> <p>平成25年度から「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定)に基づき、都市部における社会福祉施設等の整備促進のための融資条件の優遇、「総合特別区域法」(平成23年法律第81号)に規定する総合特別区域計画の対象となる病院等に係る優遇を行った。</p> <p>東日本大震災において被災された事業者への対応を図るため専用回線による特別相談窓口の設置、被災地での融資相談会の開催など、迅速かつきめ細かな対応を図った。平成23年度第一次補正予算において、被災した医療施設、社会福祉施設等の復旧を支援するため貸付利率の一定期間無利子化や融資率を100%とする等の優遇措置を講じている。また、第二次補正予算において、旧債務に係る積極的な条件変更(償還期間の延長、金利の見直し等)、災害復旧のための新規貸付条件の更なる緩和(償還期間・据置期間の延長、無担保貸付額の拡充等)を実施している。さらに、第三次補正予算において、市町村等の復興計画を踏まえた被災地復興のための支援や今後の災害対策を図るべく貸付利率について当初5年間金利等の優遇措置を講じている。</p> <p>なお、福祉医療に係る事業の健全な発展を総合的に支援するため、組織編成、人員配置等の業務運営体制の継続的な見直しを行うことを中期計画等に明示し取り組んでいる。</p> <p>平成23年4月から、顧客サポート体制の強化を図るため債権管理部門(管理部)と経営支援部門(経営支援室)の統合や管理部門を再編し、組織のスリム化(部長ポスト▲2、次長ポスト▲1、課長ポスト▲2)を図るなど、業務運営体制の継続的な見直しを行っている。また、平成24年4月からは、新たな法人制度に向けた組織体制の整備を図るための部署を新設するとともに、更なる組織のスリム化により機構全体として管理職ポストを削減(課長ポスト▲2名)した。</p>	<p>②手続きの簡素化 ⇒提出書類の電子化などの電子媒体による配布など手続きの簡素化を進める。</p> <p>③融資相談の強化 ⇒融資相談においては、円滑な施設経営と利用者サービスの質的向上に資する観点から、計画の早期相談からの確かな融資相談等に応じ、資金調達や償還計画の整合性だけでなく、長期にわたる安定経営が可能となるような多面的かつ専門的な支援・助言等を行う。</p> <p>また、貸付制度等業務内容及び組織体制等の見直しについても、福祉医療政策の動向、日本再興戦略等の政府全体の戦略、金融経済環境等を踏まえ、今後も定期的に見直しを図っていくこととしている。</p>



03	福祉医療経営指導事業	民間と競合する業務を廃止	22年度から実施	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の動向等を調査し、業務の重複の有無を把握した上で、平成22年度内に見直し案をまとめ、民間と競合する業務については廃止する。	1a	民間コンサルタント会社等で実施されている経営セミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を踏まえ、民間と競合する業務は廃止し、機構の独自性が明確になるテーマ設定・講師選定を行い、施設整備の事業計画の立案や施設の機能強化に資する情報等に関する内容へと重点化し、平成23年度以降のセミナー実施計画の見直しを行った。（開催回数：22年度18回⇒23年度以降14回） 具体的には、民間コンサル等で実施できるような行政担当者や学識経験者による政策動向等の講義内容を廃止し、機構役員等による施設整備計画の策定にあたってのアドバイスや病院の機能強化に資する講義、経営実践優良事例の紹介等、内容の見直しを図り、機構の独自性が発揮できるように改めた。	引き続き、経営セミナーについては、民間の社会福祉施設や医療関係施設の適切な経営を支援するため、民間コンサルティング事業者の実施するセミナーの内容と重複せず、機構の独自性を発揮できる施設整備や経営管理に関する優良実践事例や政策動向の情報提供等を中心に内容の充実を図ることを中期計画に記載し実施している。なお、セミナーの内容の充実にあたっては、民間コンサルティング事業者のセミナー等の実態把握及び機構セミナー受講者のニーズ等調査を今後も定期的に行う。
			23年度から実施	病院・医療経営指導のノウハウについては、民間へ普及を行うことを検討する。	2a	金融機関、民間コンサル等がどのような病院・医療経営指導のノウハウを求めているか等について、平成23年度においては、民間金融機関に対しヒアリング等により、民間の主体が機構のデータ等に対してどのようなニーズがあるかについて調査を行い、平成24年3月に具体的な民間へのノウハウの普及のためのプログラム案を策定した。平成24年度においては、セミナー・研修会等を試行実施した。平成25年度においても、平成25年秋に民間金融機関向けの研修会を実施する予定。	中期計画において、機構が有する病院等の経営ノウハウを民間金融機関等に普及するため、民間金融機関向けセミナー等を開催することを掲げており、今後も継続的にノウハウ普及に取り組む。
04	福祉保健医療情報サービス（WAMNET事業）	事業の一部廃止	23年度から実施	国と重複する行政情報及び民間と競合する情報に係る提供業務は廃止するとともに、本法人が提供する情報サービスは、基幹的な福祉医療情報（ケアマネジャーの業務に必要な介護事業情報等業務）に限定することにより、事業規模を縮減する。	1a	国と重複する行政情報及び民間と競合するワムネットプラス（福祉用具・機器情報及び介護保険業務管理ソフト等製品情報等を掲載）を廃止し、平成23年4月から事業規模の縮減（22年度7億円⇒23年度6億円）を行った。なお、行政資料についてはリンクを掲載し、利用者の利便性が低下しないように配慮した。また、平成24年10月から稼働を開始したシステムの構築にあたり、システム仕様を見直しサーバ構成等のスリム化を図り運用経費の更なる縮減（23年度6億円⇒24年度4億円）を図った。 また、基幹的な福祉医療情報を提供するため、平成25年3月に介護支援専門員（ケアマネジャー）の業務に関連した情報を集約したコーナーを設置した。 なお、東日本大震災における継続的な復興支援の取組みとして、「被災地支援団体用掲示板」コーナーを設置し、被災地に対する支援活動を行う団体から寄せられた支援内容、また、被災地に必要な支援ニーズ等について情報を提供することにより、被災地に対する支援活動を行う団体同士の情報共有に寄与した。	介護支援専門員（ケアマネジャー）関連情報等の基幹的な福祉医療情報に重点化し、情報の質の向上をはかることを中期計画に掲げており、今後も厳選した情報提供を行う。
05	年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業	廃止	22年度から実施	事業を廃止することとし、十分な代替措置の検討を早急に進め、具体的な工程表を平成22年度中に作成するとともに、現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を年内に取りまとめる。	2a	現行制度における貸付限度の引下げ等による事業規模の縮減方針を平成22年内中に取りまとめ、事業の廃止に向けた工程表を作成し、今後の対応方針を平成23年3月に開催された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。 当該対応方針に基づき具体的な取り組みとして、平成23年12月より、金融機関等と実務面の調整を行った上で貸付限度額の引下げ等の制度取扱変更を実施した。 また、年金担保貸付事業廃止計画を策定し、平成25年3月に開催された厚生労働省独法評価委員会にて公表した。 なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、返済相談などに対する専用回線による特別相談窓口を設置するとともに、貸付金に係る返済の一律猶予等の特別措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。	年金担保貸付事業廃止計画に基づき、事業規模の一層の縮減等の措置を進め、これらの措置の進捗も踏まえ、平成28年度に事業の具体的な廃止時期を判断する。
06	社会福祉振興助成事業	業務の限定	23年度から実施	政策動向や国民ニーズを踏まえ、NPO等が行う活動への支援については、国、地方等との役割分担に従って、国が助成対象テーマを示すなど国として行うべきものに限定するとともに、事業の採択時には外部評価者を活用するなど事業の厳選を図る。	1a	助成事業の募集にあたっては、政策動向や国民ニーズ、地方等との役割分担を踏まえ、児童虐待防止、貧困対策など国として行うべきものに限定した助成対象テーマを定め、募集要領に明記し公表している。 また、助成事業の採択に当たっては、外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会において選定方針を策定し、当該選定方針に基づき審査・採択を行っている。 なお、東日本大震災の被災地支援として、「東日本大震災で被災された方等を支援する事業」に重点を置いた第2次募集を平成23年6月に実施し、被災地においてNPO等が行う活動を積極的に支援し、さらに、今後、中・長期的に必要とされるNPOなどによる被災地支援のあり方や方向性、特に地元との連携・協働の重要性やその方法などについて提案することを目的として、東日本大震災復興対策本部の職員による講演及び現地で活動する助成先団体の活動状況や抱える課題等を報告しディスカッションするシンポジウムを開催した。 また、平成24年度においては、東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の経験などから明確となった課題を踏まえ、高齢者や障害者等災害時に支援が必要となる方に対し、緊急的に支援が行えるように、助成事業を通じ、民間事業者、団体等による広域的な福祉支援ネットワークのあり方を検討・構築を行っている。	措置済み

07	退職手当共済事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。	2a	電子届出システムの利用率の向上のため、未利用者に対する利用案内の送付やシステム利用者アンケートを踏まえたシステム改善及び退職手当金請求の際に交付を受けていた住民基本台帳法第12条に定める市区町村の証明書（住民票記載事項証明書）の提出を不要とする取扱いの見直しを図り、事務処理の効率化を図った。 （電子届出システム利用率：（平成19年度）45%→（平成23年度）81%→（平成24年度）83%→（平成25年度）84%） 平成24年度においては、共済契約者との意見交換の方法を直接訪問方式からアンケート方式に変更したことで事務の効率化と経費節減（旅費）を図った。 また、共済制度の電子届出システム加入促進活動について、従来配布している資料を見直したことで事務の効率化と経費節減を図った。 さらに、平成24年4月に1課を廃止し、課長ポストを削減し、組織のスリム化を図り、さらに、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。 なお、東日本大震災において被災された地域の共済契約者への対応として、専用回線による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の348法人に連絡をとり、うち要望のあった21法人に対し、掛金納付期限の延長を認める措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図った。	今後も引き続き利用者に対するアンケート調査を実施し、利用者ニーズ等を踏まえ、事務処理の見直し及びコスト削減等の効率化を実施していくこととしている。
08	心身障害者扶養保険事業	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的にコスト削減等の効率化を図る。	2a	地方公共団体事務担当者会議の開催回数の削減（2回→1回）等により経費節減を図った。 制度周知のため地方公共団体へ配布しているリーフレットについて、地方公共団体の意向を確認のうえ、電子媒体での対応が可能な地方公共団体については、紙媒体から電子媒体へ切り替えて、事務の効率化と経費節減を図った。 また、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。 なお、東日本大震災において被災された地方公共団体に対しては、保険料の納付期限の猶予や年金給付保険金等の請求手続きの簡素化等を行った。	今後も引き続き地方公共団体との事務担当者会議等を通して利用者・担当者の意見を把握しながら、事務処理の適切な実施やコスト削減等の効率化を実施していくこととしている。
09	【経過業務】承継年金住宅融資等債権管理回収業務	管理コストの効率化	22年度から実施	利用者ニーズ等も踏まえ、継続的に業務縮小に伴う人員削減等の効率化を図る。	2a	平成22年4月に1課を廃止・職員2名を削減し、平成23年4月に次長ポストを削減し、平成24年4月に1課を廃止するなど、継続して人員削減等の効率化に努めている。 また、コスト削減の取組みとして機構の各事業のパンフレット等の印刷物を同時発注するなど調達の効率化等を実施しており、今後も継続的に実施することとしている。 なお、東日本大震災において被災された利用者への対応として、引き続き、貸付金に係る元利金の返済猶予等の特別措置を講じている（平成23年度：250件、平成24年度：52件、平成25年度：2件）。	貸付残高の縮小に応じた業務の見直し、経費節減及び人員削減等の効率化を今後も継続的に実施する。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
10	不要資産の国庫返納	長寿・子育て・障害者基金事業基金、戸塚宿舎	長寿・子育て・障害者基金事業基金（2787億円）及び戸塚宿舎を国庫納付する。	1a	長寿・子育て・障害者基金事業基金（基金分2787億円＋債券売却益等134億円）は平成22年11月、戸塚宿舎（2億円）は平成22年8月に売却し、平成23年3月に国庫納付を完了した。	措置済み
11		公庫総合運動場、宝塚宿舎ほか	公庫総合運動場、宝塚宿舎ほかを国庫納付する。	1b	公庫総合運動場（国庫納付申請時簿価額559,200千円）は平成24年1月、千里山田宿舎（国庫納付申請時簿価額15,898千円）は平成24年3月に国庫納付（現物納付）を完了した。宝塚宿舎及び川西宿舎（売却額90,800千円）の国庫納付については、平成24年5月に売却のうえ売却に要した費用5,321千円を差し引いた85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。	—
12		東久留米宿舎、小金井宿舎ほか	東久留米宿舎、小金井宿舎ほかを国庫納付する。	2a	転勤者が退去するまでの間暫定的に使用するなどの一部の宿舎を除き、平成25年4月末をもって退去が完了した。	国庫納付に向けて、土地境界確定測量等の各種手続きを進めることとしている。
13		政府出資金等	業務廃止後、年金担保貸付勘定及び労災年金担保貸付勘定の不要資産（約58億円）を国庫納付する。	3	業務廃止後、国庫納付を行う予定。	業務廃止後、国庫納付を行う予定。
14	組織体制の整備	大阪事務所管理部門の廃止	大阪支店事務所の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減する。	1a	平成22年度末に大阪支店の管理部門を廃止し、事務所スペースを削減（150㎡）した。（平成23年4月1日賃貸契約変更済）	措置済み

No.	40	所管	厚生労働省	法人名	福祉医療機構
-----	----	----	-------	-----	--------

項目	見出し	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
1	運営の効率化及び自律化	保有資産の見直し	戸塚宿舎、宝塚宿舎等（7件）を速やかに売却するとともに、公庫総合運動場については、平成20年10月に向け、共有法人と協議を行い、整理について検討する。	1	戸塚宿舎（集合住宅1棟）は平成23年3月に国庫納付（金銭納付）を完了した。公庫総合運動場（国庫納付申請時簿価額559,200千円）は平成24年1月、千里山田宿舎（マンション2部屋）（国庫納付申請時簿価額15,898千円）は平成24年3月に国庫納付（現物納付）を完了した。宝塚宿舎（戸建て3戸）及び川西宿舎（戸建て1戸）（売却額90,800千円）の国庫納付については、平成24年5月に売却のうえ売却に要した費用5,321千円を差し引いた85,479千円を平成24年9月24日に国庫納付した。	—